

# 訪問看護ステーション大平台 運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人三幸会が開設する訪問看護ステーション大平台（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護、介護予防訪問看護サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態、要支援状態にある高齢者、事業対象者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護サービス、介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

## (事業の運営方針)

第2条 事業の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すことを目的とする。

1. 訪問看護等の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
2. 主治医による指示の文書（以下「指示書」と言う。）に基づき適切な訪問看護等を行う。
3. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った訪問看護等の提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に訪問看護計画、介護予防訪問看護計画（以下「訪問看護計画等」という。）を作成することにより、利用者が必要とする適切な訪問看護等を提供する。
4. 利用者又はその家族に対し、訪問看護等の内容及び提供方法について理解しやすいように説明する。
5. 適切な看護技術をもって訪問看護等を提供する。
6. 常に提供した訪問看護等の質の管理、評価を行う。
7. 居宅サービス計画、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護計画等を作成する。
8. 事業所が訪問看護等を提供するにあたっては、事業所の看護職員によってのみ訪問看護等を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション 大平台
- (2) 所在地 浜松市西区大平台一丁目 34 番 30 号

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 訪問看護等の提供に当たる看護職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 人

管理者は、事業所の看護職員の管理及び看護職員が利用者の主治医の指示に基づき適切な訪問看護等が行われるよう必要な業務の管理を一元的に行うとともに、法令等で規定されている事業の実施に関し、事業所の看護職員に対し遵守すべき事項について指示命令を行う。

(2) 看護職員 2.5 人以上（常勤換算）

看護職員は、訪問看護計画書等及び訪問看護報告書を作成し、主治医との密接な連携を図りながら、訪問看護等の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、12 月 31 日～1 月 2 日は休みとする。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(3) 夜間対応 24 時間常時連絡が可能で緊急時に即応できる体制とする。

### (訪問看護等の内容)

第 6 条 事業所の行う訪問看護等の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話

(3) 褥瘡の予防・処置

(4) リハビリテーション

(5) ターミナルケア、認知症患者の看護

(6) 療養生活や介護方法の指導、助言

(7) カテーテル等の交換・管理

(8) その他主治医の指示による診療の補助

### (訪問看護等の利用料)

第 7 条 本事業所において提供する訪問看護等の利用料は、厚生労働大臣が定める基準

(告示上の報酬額) 浜松市の要綱に定める基準額によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者よりその 1 割（一定以上の所得のある利用者は 2 割又は 3 割）の支払いを受けるものとする。

1. 法定代理受領サービスに該当しない訪問看護等を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額及び訪問看護等に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第 63 条第 1 項に規定する療養の給付若しくは同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 1 項に規定する療養の給付若しくは同法第 78 条第 1 項に規定する指定訪問看護に要する費用の額、浜松市の要綱に定める基準額

との間に不合理な差額が生じないようにする。

2. カテーテル代等日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については実費とする。
3. 死後の処置料は 10,000 円とする。
4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
5. 事業所は、利用者から利用料の支払いを受けたときは、基本利用料とその他の利用料について、個別の費用毎に区分して記載した領収書を交付する。

#### **（通常の事業の実施地域）**

第 8 条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

浜松市内 西区、中区、南区

#### **（緊急時等における対応方法等）**

第 9 条 訪問看護等の提供に当たる看護職員は、その提供時に利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに利用者の主治医への連絡し、適切な処置を行うこととする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急輸送等の必要な措置を講じるものとする。

1. 看護職員は、前項について然るべき措置を講じた場合は、速やかに管理者及び主治医介護支援専門員に報告しなければならない。

#### **（利用時間及び利用回数）**

第 10 条 訪問看護等の利用時間は、1 日 1 回の訪問につき 1 時間 30 分を越えないものとする。

1. 訪問看護等の利用回数は、介護保険の場合に区分支給限度枠内であれば一応制限はないが、医療保険の場合には原則週 3 回とする。ただし、末期の悪性腫瘍及び厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、その限りではない。

また、利用者の急性増悪等により、主治医から一時的に頻回の訪問の必要がある旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、その交付日から 14 日以内は 14 日間を限度として訪問看護等ができる。

#### **（個人情報の保護）**

第 11 条 看護職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護する義務を負い、第三者に漏洩しない。

1. 事業者は、看護職員が退職後、正当な理由がない限り在職中に知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことのないよう従業者との雇用契約の内容とするなど、必要な措置を講じる。
2. 訪問看護等利用中、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身の情報、病状等、提供できるものとする。
3. 必要に応じ居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報の提供をする場合は、利

用者又は、その家族の承諾を得る。

#### **(苦情処理)**

第 12 条 提供した訪問看護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

#### **(その他の運営についての留意事項)**

第 13 条 事業所は、看護職員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

1. 看護職員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又は家族から求められた時は、これを提示する。
2. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人三幸会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### **附則**

この規程は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。